I 地域公共交通の確保・活性化に向けた取組み

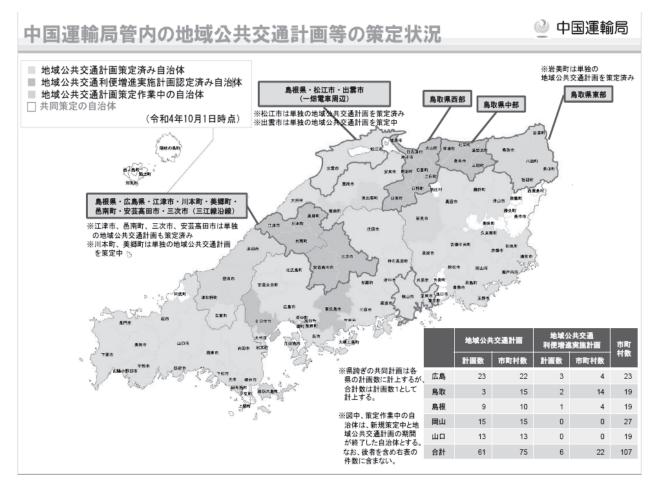
1. 持続可能な公共交通ネットワークの構築

人口減少・少子高齢化が進展する中、特に地方部においては公共交通機関輸送人員の減少により、 交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が懸念されています。

一方で、自動車を運転できない学生や高齢者等にとって地域公共交通は必要不可欠な存在であり、 コンパクトなまちづくりと連携して地域公共交通の充実を図ることが重要です。

こうした情勢を踏まえ、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」により、地方公共団体が中心となり関係者と役割分担しながら、地域にとって最適な公共交通ネットワークを再構築するための枠組みを確立しました。

同法に基づき、令和 4 年10月 1 日現在、全国で地域公共交通計画が761件、地域公共交通利便増進 実施計画が50件、中国管内では地域公共交通計画が61件、地域公共交通利便増進実施計画が 6 件認定 されています。



2. 地域公共交通確保維持改善事業

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通を確保・維持・改善するために生活交通確保維持改善計画に基づいて実施される事業です。

地域公共交通確保維持事業

- ◇ 地域の特性に応じた生活交通(バス交通、デマンド交通、離島航路・航空路)の確保維持を支援
 - 幹線バス交通の運行
 - 地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援 (P82参照)
 - 地域内交通(フィーダー系統)の運行 過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購 入等を支援(P82参照)
 - 離島航路・航空路の運航 離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援(P136、137 参照)

地域公共交通バリア解消促進等事業

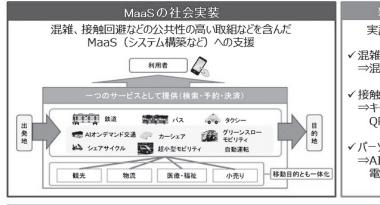
- ◇ 個別のモードごとの支援から公共交通のバリアフリー化を一体的に支援する制度
- バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援 (P82参照)
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備整備等を支援 (P60参照)
 - (参考) 関連する支援制度等
 - ・公共交通利用環境の革新等【観光庁・国際観光旅客税充当事業】
 - ·訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業【観光庁】(P43参照)

地域公共交通調査等事業

- 地域公共交通網形成計画等の策定を支援
- 地域公共交通網形成計画に基づく利用促進や事業評価の取組みを支援
- 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針の策定に係る調査

3. 新モビリティサービス推進事業

新たなモビリティサービスであるMaaS (Mobility as a Service) の全国への普及による観光地の移動手段の確保・充実や公共交通機関の維持・活性化等を目的とし、また混雑、接触回避といったwith/afterコロナにおける新たなニーズに対応したMaaSを推進するため、公共性の高い取組への支援の他、MaaSの実現に必要となる基盤整備や、法改正で新設された計画認定・協議会制度の活用等について支援を行う事業です。

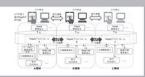


新たなニーズに対応した取組の推進 実証実験の成果や、新たなニーズ・課題への対応 ✓ 混雑を分散させる取組 ⇒混雑情報提供システムの導入 ✓ 接触を避ける取組 ⇒キャッシュレス決済の導入 (タッチ決済、QRコード、顔認証等) ✓ パーソナルな移動環境の充実のための取組 ⇒AIオンデマンド交通やシェアサイクル、電動キックボード等の導入

MaaSの円滑な普及に向けた基盤づく!

MaaSの円滑な普及への基盤となる施策への支援

- ✓ 交通事業者におけるデータ化のためのシステム整備支援(GTFS対応)
- ✓ 新モビリティサービス事業計画の策定支援 (計画策定のための調査や達成状況等の評価費用)

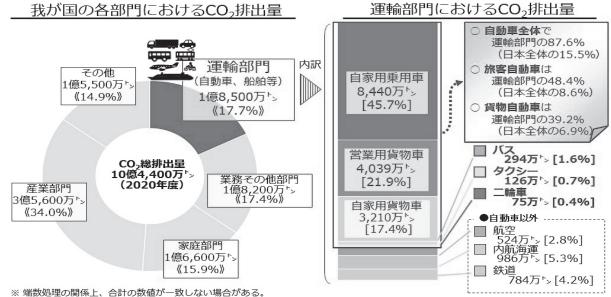


環境関係 П

1. 運輸部門からの二酸化炭素排出量の現状等

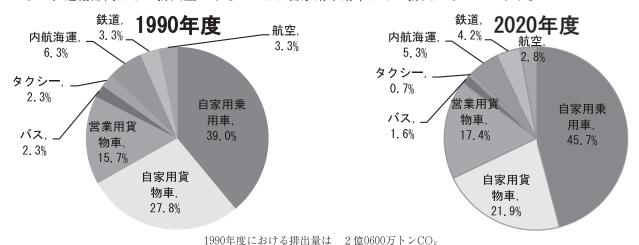
【各輸送機関の排出量の割合について】

運輸部門における二酸化炭素排出量



国土交通省HP:運輸部門における二酸化炭素排出量

2020年度では、我が国における二酸化炭素の排出量のうち17.7%を運輸部門が占めています。 また、運輸部門からの排出量のうち45.7%が自家用乗用車からの排出となっています。

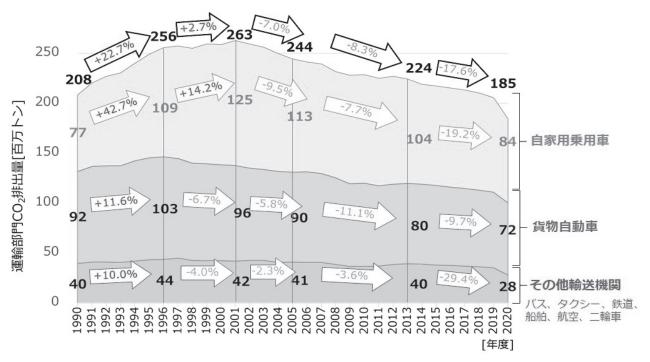


【運輸部門における二酸化炭素の排出量の推移について】

1990年度から1996年度までの間に、運輸部門における二酸化炭素の排出量は23.0%増加しました。そ の後、1997年から2001年度にかけて排出量はほぼ横ばいに転じ、2001年度以降は減少傾向を示していま す。2020年度の排出量は、自動車の燃費改善等や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による輸 送量の減少により、2013年度比で減少しています。また、前年度比でも減少し、8年連続の排出量減少 となりました。

2020年度における排出量は 1億8500万トンCO2

運輸部門における二酸化炭素排出量の推移



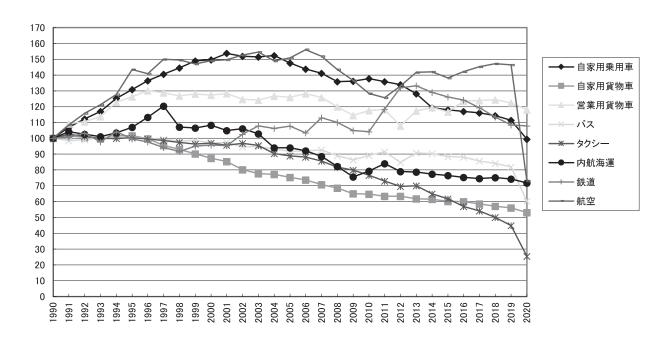
国土交通省HP:運輸部門における二酸化炭素排出量

【各輸送機関からの二酸化炭素の排出量について】

各輸送機関からのCO₂排出量は1990年度を基準に比較すると、バスやタクシーからの排出は減少していますが、自家用乗用車からの排出が増加しています。

近年の排出量は減少傾向を示していますが、輸送機器の環境性能の向上のみに頼るのではなく、効率 のよい移動や輸送について自ら考え、行動することが求められています。

各輸送機関からの二酸化炭素排出比率の推移(1990年度比)



【輸送量当たりの二酸化炭素の排出量について】

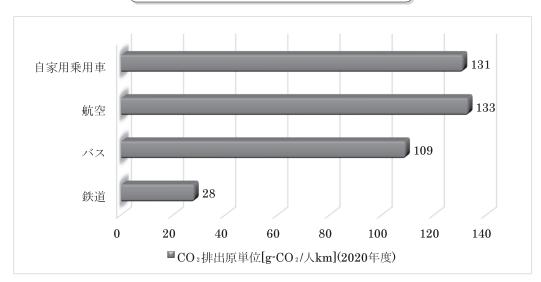
運輸部門における二酸化炭素の排出量の削減を確実なものとするには効率のよい輸送を行うことが重要です。

旅客輸送と貨物輸送において単位輸送量当たりの二酸化炭素の排出量の比較を行いました。

旅客輸送において、各輸送機関から排出される二酸化炭素の排出量を輸送量(人キロ:輸送した人数に輸送した距離を乗じたもの)で割り、単位輸送量当たりの二酸化炭素の排出量を試算すると下図のようになります。

一人が1km移動するときに、自家用乗用車はバスの1.2倍、鉄道の4.7倍の二酸化炭素を排出しています。

輸送量あたりの二酸化炭素の排出量(旅客)

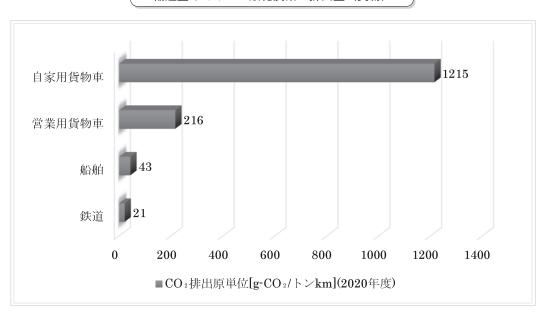


*新型コロナウイルス感染症まん延に伴う各輸送機関の利用者数の減少により、例年に比べて輸送量当たりの二酸化炭素排出量が極端に高く算出されております。本データを利用する際にはご注意ください。

貨物輸送において、各輸送機関から排出される二酸化炭素の排出量を輸送量(トンキロ:輸送した貨物の重量に輸送した距離を乗じたもの)で割り、単位輸送量当たりの二酸化炭素の排出量を試算すると下図のようになります。

自家用貨物車による輸送は営業用貨物車の5.6倍、鉄道輸送の57.8倍の二酸化炭素を排出しています。

輸送量あたりの二酸化炭素の排出量(貨物)



2. 環境対応車について

(1)次世代自動車とは



日本政府は運輸部門からの二酸化炭素削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動 車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」と定め、2030年までに新車乗用車の5-7割を次世代自動車とする目標を掲げて います。

z	次世代自動:	車普及見通	il			(万台)	
	20	20	20	30	20	50	
	販売台数	保有台数	販売台数	保有台数	販売台数	保有台数	
EV軽自動車	34	140	45	380	44	550	
EV乗用車	17	67	28	210	26	330	
ガソリンHV乗用車	110	800	120	1,180	110	1,350	
ガソリンPHV乗用車	35	130	63	500	62	780	
ディーゼルHV重量車	5	14	5	46	7	77	
ディーゼル代替NGV重量車	5	17	5	51	8	84	
クリーンディーゼル重量車	29	180	27	260	18	270	
次世代車計	234	1,348	291	2,627	275	3,441	
全自動車計	550	7,249	510	6,870	480	6,320	
次世代自動車シェア(%)	43	19	57	38	57	54	
バイオエタノールの供給量(万kL/年)	10	04	24	124			
					環境化 物冊4	+ 白動車並及継収	

環境省 次世代自動車普及戦略

(2)国内販売台数に占める次世代自動車の内訳

						単位:台												単化	立:%
年	ハイブリッド 車	ブラグイン ハイブリッド 車	電気 自動車	燃料電池車	クリーン ディーゼル 乗用車	81	45 40							34.8	36.4	37.8	39.2	40.0	44.4
8008	108,518	0	0	0	0	108,518	35						29.	-					
2009	347,999	0	1,078	0	4,364	353,441	30						- 12						
2010	481,221	0	2,442	0	8,927	492,590	-					2	4.9						
011	451,308	15	12,607	0	8,797	472,727	25			٠.,	2	2.5							
012	887,863	10,968	13,469	0	40,201	952,501				- 4	20.8	-	4.9						
013 014	921,045	14,122	14,756	0	75,430		20				/								
014	1,058,402 1,074,926	16,178 14,188	16,110 10,467	411	78,822 153,768	1,169,519 1,253,760				13/									
016	1,275,560	9,390	15,299	1,054	143,468	1,444,771	15		11.7	13,94									
017	1,385,343	36,004	18,092	849	156,162		40	9.0		T									
2018	1,431,856	23,230	26,533	612	176,725	1,658,956	10	,											
019	1,472,281	17,609	21,281	685	175,145		5	2.6											
020	1,346,841	14,680	14,574	761	147,139	1,523,995	5	2.9											
2021	1,434,719	22,677	21,658	2,464	149,298	1,630,816	0	I											
						自動車工業会調		2008 09	10	11	12 -	12 1	4 15	16	17	18	10	20	21
					D4.	日刻早上未宏調		2000 09 年	10	• •	12	13 1	4 13	10	17	10	19	20	21

政策部編

(3) クリーンエネルギー自動車の導入状況

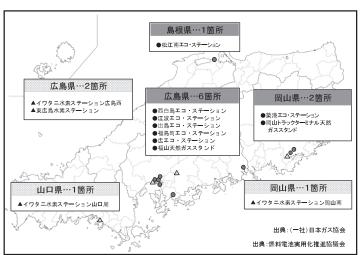
燃料別保有台数

各年度末現在

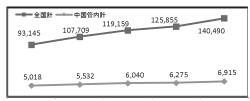
		平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度
	電気自動車	1,458	1,623	1,769	1,872	2, 101
	プラグインハイブリッド車	1,767	2, 163	2,428	2,689	2,967
広島県	ハイブリッド車	155,880	174, 283	190, 343	204, 175	219,836
	C N G 車	347	311	286	245	202
	計	159, 452	178, 380	194, 826	208, 981	225, 106
	電気自動車	365	400	434	449	472
	プラグインハイブリッド車	539	661	748	843	952
鳥取県	ハイブリッド車	34,094	38,463	42, 558	46, 136	49,862
	C N G 車	11	7	6	5	3
	計	35,009	39,531	43, 746	47,433	51, 289
	電気自動車		608	664	690	722
	プラグインハイブリッド車	611	701	764	857	951
島根県	ハイブリッド車	42, 383	47,720	52, 275	56,505	60,887
	C N G 車	15	13	9	6	4
	計	43, 593	49,042	53, 712		62, 564
	電気自動車	1,204	1,369	1,560	1,612	1,888
	プラグインハイブリッド車	2,423	2,963	3, 463	3,923	4,486
岡山県	ハイブリッド車	127, 518	144,913	160, 746	174, 768	188, 759
	C N G 車	88	84	75	54	41
	計	131, 233	149, 329			195, 174
	電気自動車	1,407	1,532	1,613	1,652	1,732
	プラグインハイブリッド車	1,201	1,410	1,543	1,705	1,916
山口県	ハイブリッド車	96, 429	107,704	117, 379	125, 289	134, 186
	C N G 車	1	0	0	1	1
	計	99,038	110,646	120, 535	128, 647	137, 835
	電気自動車	5,018	5,532	6,040	6, 275	6,915
	プラグインハイブリッド車	6,541	7,898	8,946	10,017	11, 272
管内計	ハイブリッド車	456, 304	513,083	563, 301	606,873	653, 530
	C N G 車	462	415	376	311	251
	計	468, 325	526,928	578, 663	623, 476	671,968
	電気自動車	93, 145	107,709	119, 159	125, 855	140, 490
	プラグインハイブリッド車	103, 302	122, 128	136, 362	151,426	174, 448
全国計	ハイブリッド車	7, 435, 792	8, 362, 820	9, 190, 212	9, 921, 103	10, 703, 962
	C N G 車	11,527	9,673	7, 951	6,586	5, 328
	計	7, 643, 766	8,602,330	9, 453, 684	10, 204, 970	11,024,228

(注) 登録自動車 (大型特殊自動車を除く) の合計であり、軽自動車は除く。

(4) 管内の天然ガススタンド・水素ステーション 設置状況 令和 4 年10月 末現在

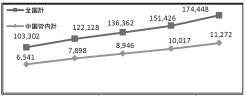


電気自動車(EV)



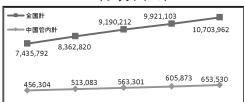
平成30年3月末 平成31年3月末 令和2年3月末 令和3年3月末 令和4年3月末

プラグインハイブリッド(PHV)



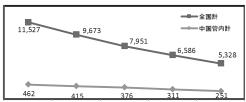
平成30年3月末 平成31年3月末 令和2年3月末 令和3年3月末 令和4年3月末

ハイブリッド(HV)



平成30年3月末 平成31年3月末 令和2年3月末 令和3年3月末 令和4年3月末

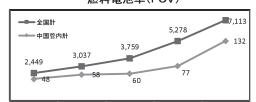
CNG(天然ガス)車



平成30年3月末 平成31年3月末 令和2年3月末 令和3年3月末 令和4年3月末

中国運輸局管内 燃料電池車保有車両数 令和4年3月末現在 広島県 鳥取県 島根県 岡山県 山口県 合計 44 2 53 33 132

燃料電池車(FCV)



平成30年3月末 平成31年3月末 令和2年3月末 令和3年3月末 令和4年3月末





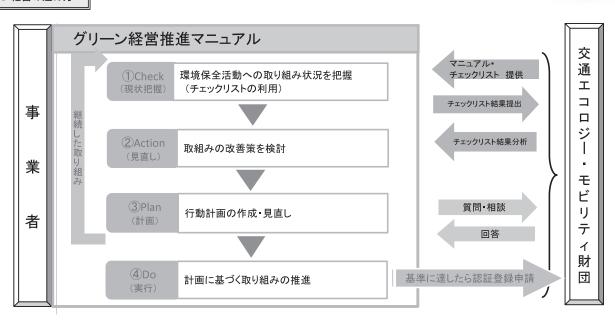
政策部編

3. グリーン経営認証

運輸事業者のグリーン経営推進



1. グリーン経営の進め方



2. グリーン経営の効果

燃費の向上	トラック、バス、タクシーでは認証取得より2年経過後に、平均で3.0~4.9%燃費が向上しています。
CO2排出の削減	倉庫、港湾運送事業者では認証取得より2年経過後に、平均で2.0%~5.1%CO2排出原単位が低減しています。
交通事故の減少	エコドライブに取り組むことによって急発進・急ブレーキが減り。交通事故の減少につながります。 トラック、バス、タクシーでは、認証取得1年目で、走行距離あたりの交通事故件数が対前年度比で8.6%~25.1%減少しています。
故障の減少	車輌の点検・整備により排気ガスがクリーンになり、車輌故障件数の減少にもつながります。 トラック、バス、タクシーでは、認証取得1年目で、走行距離あたりの車両故障件数が前年度比7.7%~15.1%減少しています。
職場の活性化 従業員の士気向上	目標の達成に向け従業員が自主的に取り組むことにより、職場が活性化します。 社会貢献の実践により、士気が向上します。

3. 認証取得のメリット

- 環境対策への積極的な取り組みを行っていることをアピールでき、社会的評価が高まります。
- 取引先(荷主など)も、環境への対応を取引要件の一つと位置付けており、一定の評価を得ることができます。
- 国土交通省及び交通エコロジー・モビリティ財団のホームページで、認証事業者名が公表されます。
- 交通エコロジー・モビリティ財団から、環境保全活動に関する様々な情報提供や指導助言が受けられます。
- 対外的に高い評価を受けることにより、社員の士気向上にも繋がります。

低金利融資制度の適用にあたり配慮されます。

広島銀行 : 地球環境対応支援制度

「エコ・ハーモニー」 中国銀行 : ちゅうぎん環境 配慮型 配 西田銀行 : ちゅうぎん環境 配慮型 配 西山底会 | 近年 : エコ型銀行採却付お 鳥取銀行 : とりぎん環境配慮型融資 入事債 トマト銀行 : 環境融資制度

など

中国運輸局管内の認証登録事業者数

(令和4年11月1日現在)

	中国管内登録事	* 学 所 粉		
業種		/未///数 は対全国比	全国登録	事業所数
トラック運送事業	282 事業所	6%	5017	事業所
バス事業	30 事業所	13%	239	事業所
タクシー事業	4 事業所	1 %	347	事業所
旅客船事業	3 事業所	33%	9	事業所
内航海運業	3 事業所	11%	28	事業所
港湾運送業	5 事業所	8%	66	事業所
倉庫業	35 事業所	6%	567	事業所
승 計	362 事業所	6%	6273	事業所

全国の認証登録事業所については 交通エコロジー・モビリティ財団のホームページ

http://www.green-m.jp/

をご覧ください。

Ⅲ 物流関係

1. 災害に強い物流システムの構築

東日本大震災の支援物資物流における問題点を踏まえ、平成23年度、中四国九州ブロックで国、 地方自治体、物流事業者等の関係者による協議会を開催し、官民の連携、協力体制の構築、民間物 資拠点のリストアップ、官民の協力協定の締結・充実の推進についてとりまとめを行いました。

平成24年度には、支援物資物流全体の円滑化・最適化の実現に向け、「南海トラフ巨大地震に対応 した支援物資物流システムの構築に関する中国ブロック協議会」を設置し、以降民間物資拠点の拡 充や自治体と関係団体の災害協定の充実に向け取り組みを進めているところです。

更に、平成28年度、国(中国・四国・九州の各運輸局)、地方自治体、物流事業者等の関係者による協議会を開催、南海トラフを震源とする巨大地震を想定し、中国、四国、九州地域の広域連携により、鉄道、船舶、トラックなど多様な輸送モードを活用した支援物資輸送を行う際の課題の整理、とりまとめを行うことを目的に調査を実施しました。

本調査結果については、今後、地方自治体が防災計画を見直す際や、物流事業者と協同し、支援・ 受援計画、マニュアル等の策定を行う際など、幅広く活用いただくことを想定しています。

※抜 粋

【中国、四国、九州地域における大規模災害時の多様な輸送モードの活用による支援物資物流システム構築に関する調査報告書】

- ○多様な支援物資物流システムの構築に向けた課題と対応策
- 1. 広域的な支援物資物流システムに関する連携体制の構築
 - ・広域的な地方自治体間の協力・応援体制の構築と事前対策の推進
 - ・国、地方自治体間における緊密な連携
 - 官民の連携体制の構築
- 2. 継続的な取組を通じた知見・経験の蓄積と課題への対応
 - ・実証訓練の継続的な実施による訓練シナリオのスパイラルアップ
 - ・スパイラルアップを通じて解決を図るべき課題

また、平成30年7月豪雨災害では、西日本を中心に全国的に広範囲で記録的な大雨になり、河川の氾濫・浸水害・土砂災害等が発生し、各地で国道や鉄道が寸断される等甚大な被害が発生しました。中国運輸局も政府のプッシュ型物資支援に参加し、広島県庁及び岡山県庁に設置された現地連絡調整室に職員を派遣して被災地への物資支援の対応にあたりました。

今後、発生が予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に迅速かつ的確に対応していくため、平成30年7月豪雨災害への対応を検証すると共に、平成31年4月には「中国運輸局緊急物資輸送チーム」を設置しました。令和2年度は、中国地方知事部会広域防災部会と連携し、中国5県の担当者と中国運輸局緊急物資輸送チーム一同で、WEB会議による「管内物資支援実務担当者連絡会議」を開催しました。WEB会議は初めての試みでしたが、移動を伴わず迅速に会議を開催する体制も整えることができました。

今後も引き続き、民間物資拠点リストアップの推進、運輸局及び管内5県の担当者連絡会議の定期的開催等様々な施策を通じて物資支援体制の強化、国・地方自治体・民間団体との緊密な連携を図り、情報共有・課題解消・訓練実施等により「国民の安全・安心の確保」に向け、被災地への円滑な物資支援を実現するための事務を進めてまいります。

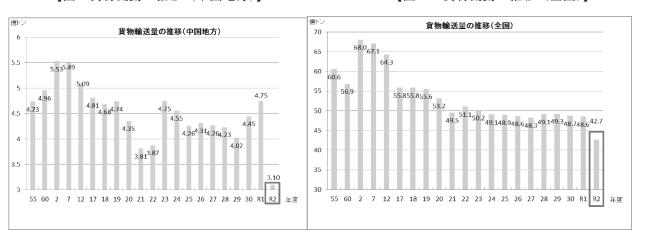
2. 貨物輸送の概況

●貨物輸送量

令和 2 年度の中国地方の貨物輸送量は約 3 億 1 千トンで前年度比34.6%の減少となりました。また、全国の貨物輸送量は約42億 7 千万トンで前年度比12.2%の減少となりました(図 1 \sim 2 参照)。

【図1貨物流動の推移(中国地方)】

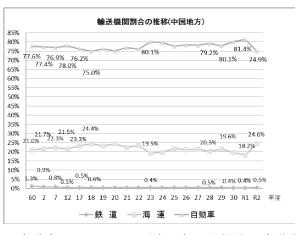
【図2 貨物流動の推移(全国)】



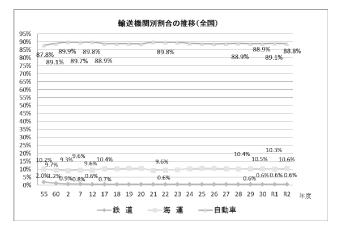
●貨物輸送機関

令和2年度の中国地方の輸送機関割合は、自動車が74.9%と最も高く、海運が24.6%、鉄道が0.5%となっており、全国と比較すると、中国地方の海運の割合は全国の10.6%に比べ14ポイント高くなっています(図3~4参照)。

【図3 輸送機関割合の推移(中国地方)】



【図4 輸送機関割合の推移(全国)】



※自動車については、平成22年10月以降、自動車輸送統計の調査方法が変更されことから、平成22年度の数値は、平成22年9月以前の数値に暫定的接続係数を乗じた値。

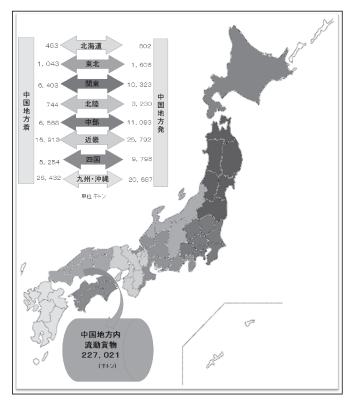
P29~P30の数値については、国土交通省の令和2年度貨物・旅客地域流動調査のうち、「府県相互間輸送トン数表(総貨物及び9品目分類)」を使用。

●貨物流動

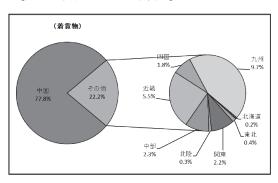
令和2年度の中国地方と全国各地方間の貨物流動をみると、近畿地方及び九州地方との結びつきが強く、中国地方内流動貨物を除いて、着ベースでは九州地方からの貨物(43.9%)に次いで、近畿地方からの貨物(24.5%)が多く、発ベースでは近畿地方への貨物(30.9%)に次いで九州地方への貨物(24.8%)が多くなっています。以降、着貨物は中部、関東、四国地方、発貨物は、中部、関東、四国地方が続いています。(図5~7参照)。

中国地方発着の地域間流動は、着貨物ベースで77.8%、発貨物ベースで73.1%が中国地方となっています。

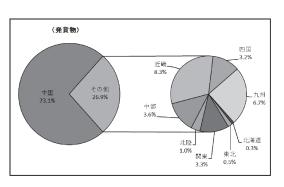
【図5 中国地方と全国各地方間の貨物流動】



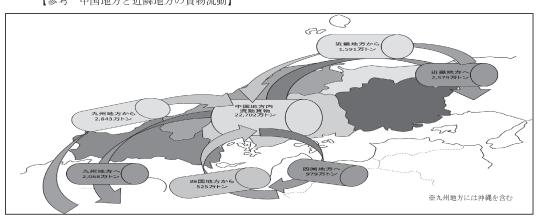
【図6 全国各地方からの着貨物】



【図7 全国各地方への発貨物】



【参考 中国地方と近隣地方の貨物流動】



3. 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律

物流総合効率化法(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律)の概要

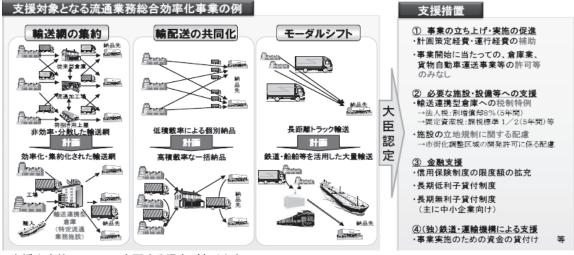


目的

- ・我が国産業の国際競争力の強化
- ・消費者の需要の高度化・多様化に伴う 貨物の小口化・多頻度化等への対応
- ・環境負荷の低減
- ・流通業務に必要な労働力の確保

制度の概要

二以上の者が連携して、流通業務の総合化(輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うこと。)及び効率化(輸送の合理化)を図る事業であって、環境負荷の低減及び省力化に資するもの(流通業務総合効率化事業)を認定し、認定された事業に対して支援を行う。



支援内容等について、変更する場合があります。

※国土交通省HPもご覧下さい。 https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/bukkouhou.html

中国運輸局認定事例 (平成28年度法改正後)

令和4年9月末時点

NO	認定日	実施事業者名	分野	事業内容	効果
1	平成29年3月7日	荷主、倉庫事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出量削減:100% 手待ち時間削減:100%
2	平成29年11月13日	センコー(株)、三協貨物(株)	輸送網集約事業	広島PDセンター新築に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:18.0% 手待ち時間削減:75.0%
3	平成30年1月23日	ランテック(株)、おおはら(株)	輸送網集約事業	広島支店第2センターの新設に伴う輸送網集 約事業	CO2排出削減量: 4.7% 手待ち時間削減 : 70.0%
4	平成30年2月22日	倉庫事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設の新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量: 24.8% 手待ち時間削減: 76.5%
5	平成30年3月8日	カト―レック(株)、 精密自動車サービス(株)	輸送網集約事業 共同輸配送	早島倉庫の新設に伴う輸送網集約事業並び に共同輸配送事業	CO2排出削減量: 55.4% 手待ち時間削減: 45.0%
6	平成30年6月28日	(株)岡田商運、芝田運輸(株)	輸送網集約事業	岡田商運第二物流センター(仮称)の新設に 伴う輸送網集約事業	CO2排出量削減:22.9% 手待ち時間削減:80.0%
7	令和1年6月6日	エス・ユー・ジャパン(株)、 西大寺運送(有)、物流事業者	輸送網集約事業	岡山物流センター新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量: 28.3% 手待ち時間削減: 70.0%
8	令和1年10月24日	西濃運輸(株)、 セイノースーパーエクスプレス(株)	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量: 47.5% 手待ち時間削減: 88.0%
9	令和1年11月13日	名糖運輸(株)、物流事業者	輸送網集約事業 共同輸配送	岡山物流センター新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量: 29.5% 手待ち時間削減: 70.0%
10	令和1年12月18日	東ソ一物流(株)、山口コーウン(株)	輸送網集約事業	第二りんかい物流センター新設に伴う輸送網 集約事業	CO2排出削減量:13.7% 手待ち時間削減:75.0%
11	令和3年4月26日	倉庫事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量: 23.0% 手待ち時間削減: 80.0%
12	令和3年6月11日	西久大運輸倉庫㈱、物流事業者、荷主企業	輸送網集約事業	岡山西支店新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量: 59.2% 手待ち時間削減: 74.0%
13	令和3年6月24日	物流事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量: 9.7% 手待ち時間削減 : 70.0%
14	令和3年11月1日	物流事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量: 46.3% 手待ち時間削減: 85.0%
15	令和4年7月29日	(株)岡田商運、(株)河合組回漕店	輸送網集約事業 共同輸配送	第三物流センター新設に伴う輸送網集約事業 並びに共同輸配送事業	CO2排出削減量: 27.4% 手待ち時間削減: 80.0%
16	令和4年8月10日	物流事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量: 9.8% 手待ち時間削減:38.0%

4. 倉庫関係

- (1) 倉庫の種類
- ① 普通倉庫
 - (イ) 一~三類倉庫・・・一般的な倉庫で建屋である。一~三類の別は、防水、防湿、遮熱、耐火 等の基準により、保管可能な物品に差異がある。
 - 一類倉庫が最も基準の厳しいもので、危険品や冷凍冷蔵品を除き、特に保 管物品に制限がない。
 - (ロ) 野積倉庫・・・・・柵や塀で囲まれた区画 (土地) において、石炭、木材、自動車などを野 積保管する倉庫。代表的なものにコールセンターがある。
 - (ハ) 貯蔵槽倉庫・・・・穀物などのバラの貨物や液体を保管する倉庫。(サイロ、タンク)
 - (二) 危険品倉庫・・・・消防法に規定する危険物及び高圧ガス保安法に規定する高圧ガスを保管 する倉庫で、建屋型、貯蔵槽型、野積型がある。
- ② 水面倉庫 原木等を水面において保管する倉庫。
- ③ 冷蔵倉庫

農水畜産物の生鮮品及び凍結品等の加工品などを摂氏10度以下で保管する倉庫で、冷蔵室の級 別により次のように分類される。

級別	保管温度	主 な 保 管 物 品
С3級	-2℃超 +10℃以下	生鮮水産物、農産品、バター・チーズ等
C 2 級	-10℃超 -2℃以下	水産加工品、農産加工品、柑橘類等
C 1 級	-20℃超 -10℃以下	塩干水産物、水産加工品等
F 1 級	-30℃超 -20℃以下	冷凍水産物、冷凍食品、冷凍肉
F 2 級	-40℃超 -30℃以下	アイスクリーム
F 3 級	-50℃超 -40℃以下	マグロ類
F 4 級	-50℃以下	"

④ トランクルーム

その全部又は一部において個人(消費者)の物品を保管する倉庫。

(2) 倉庫別取扱高及び所管面・容積の現況

(令和3年度末)

倉庫の						押		更		身		庫					
種類		111	類倉	車		野積	倉庫			貯 蔵 槽	曹倉庫			危腦	険 品 倉	車	
≕	希	倉庫	中 世	平均月末	茶	倉 庫	中 世 11	平均月末	茶	倉 庫	早 担 1	平均月末	幕	面 容	積	中 世	平均月末
-		面積	回世人	保管残高		面		保管残高		面積	巨世人	保管残高		タンク	その他		保管残高
別	極数	± m ²	ナイン	ナイン、イ	h 踆	± m ²	ナンベー	ナップト	h 数	~E	ナイン	ナイン	h 数	°°a +	+ m [∞]	ナット	+ 7
鳥取県	20	79.0	57.7	16.3	I	I	I	I	I	I	I	I	I		ı	I	I
島根県	17	46.6	85.5	7.5	l	I	I	I	I	I	I	I	2	4.3	I	15.2	1.2
岡山県	175	1,409.9	3, 102.8	569.4	10	121.5	222.7	15.8	9	597.4	2, 230.6	217.4	20	0.0	17.4	75.4	8.8
広島県	185	1,190.1	2, 458.7	315.7	14	446.0	1,501.0	166.8	8	124.2	807.2	46.6	21	923.9	9.9	1,452.0	270.2
山口県	69	377.1	377.1 1,667.8	216.6	2	373.5	9,816.3	1, 168.6	I	1	I	I	10	-	30.8	535.6	68.7
11111	405		3,102.7 7,372.5	1,125.5	67	941.0	11,540.0	1351.2	6	721.6	3,037.8	264.0	97	934.2	54.8	2,078.2	348.9

育庫の種類		水面	倉 庫		, -	冷蔵	倉庫		
≕	排	命車	中 世	平均月末	排	角車	10 11 11	平均月末	
.		面積	巨世人	保管残高		容積	巨単く	保管残高	
別	中	± m ²	十トン	キトン	h 数	m +	キトン	十トン	1
鳥取県	1	60.0	0.0	0.0	19	189.0	34.1	6.7	
島根県	I	I	I	I	9	56.7	6.7	3.5	6.
岡口県	I	I	I	I	34	486.0	109.1	29.0	1
広島県	I	I	I	I	37	830.0	361.5	45.9	c
一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	I	l	0.0	0.0	6	161.5	255.3	48.5	
丰	1	60.0	0.0	0.0	92	1,723.2	7.992	133.6	

事業者数及び倉庫面・容積は令和4年3月末現在。
 ※事業者数:県内に営業所がある事業者は各県毎に全て計上。
 ※事業者数合計:各県に営業所がある事業者は1として計上。

2. 山口県については、九州運輸局の管轄に属する下関市、宇部市、 長門市及び山陽小野田市を除く。

3. 端数処理(四捨五入)のため合計が合わないことがある。

					年 度	
					_	令和3年度
項目	ш ш		-le	- 2 2		2 202 5
	農	/	水	産		2, 203. 5
	金		F.1.		属	1,910.8
華	<u>金</u>	属	製品	•	機械	606.1
	窯		業		ПП	60.5
通	化	学	工	業		5, 219. 2
	紙	•	パ	ル	プ	144.1
倉	繊	維	工	業	口口口	180.7
, L	食	料	工	業	口口	1,534.6
庫	雑	-	Ĺ	業	口口口	761.0
	雑				口口口	11,407.9
	合				計	24,028.4
	生	鮮	水	産	物	4.6
	冷	凍	水	産	物	143.3
冷	塩	干	水	産	物	16.5
. 12	水	産	加	工	口口口	37.0
蔵	畜		産		物	57.6
	畜	産	加	工	口口口	63.9
倉	農		産		物	36.3
	農	産	加	工	口口口	31.5
庫	冷	Ž	東	食	口口口	255.2
	そ		Ø		他	120.8
	合				計	766.7

- (注) 1. 九州運輸局の管轄に属する下関市、宇部市、長門市及び山陽小野田市を除く。
 - 2. 端数処理(四捨五入)のため合計が合わないことがある。

(4) 倉庫別取扱高及び所管面・容積の推移

対前年度比	103.5%	121.6%	99.5%	104.9%	100.7%	103.4%	100.0%	142.5%	101.0%	100.0%	94.9%	91.7%	100.0%	103.8%	182.9%	80.68	100.0%	100.0%	I	ı	101.1%	101.9%	120.8%	144.1%
令和3年度	438	24,029	3,090	3, 103	7,373	1,126	941	11,540	1,351	722	3,038	264	934	22	2,078	349	1	09	0	0	92	1,723	292	134
今和2年度	423	19, 761	3, 107	2,957	7,325	1,089	941	8, 100	1, 338	722	3, 200	288	934	53	1, 136	392	1	09	0	0	91	1,691	635	93
今和元年度	411	23, 152	3,674	2,801	7,302	1,101	887	11,003	1,740	722	3,091	275	934	52	1,756	222	1	09	0	0	06	1,666	821	141
30年度	396	18,702	3,445	2,626	7,568	1,017	881	8,034	1,087	200	2,716	698	934	51	384	472	2	163	0	0	87	1,590	640	92
29年度	377	18, 265	2,307	2,505	7, 213	941	026	7,962	1,048	200	2, 419	241	176	47	671	22	2	163	0	0	98	1,577	758	118
28年度	398	17,371	2,257	2,362	6,522	840	986	7,656	1,061	200	1,987	197	92	46	1,207	159	2	163	0	0	82	1,388	734	139
27年度	357	16,579	2,026	2,281	7,274	929	296	7,001	821	554	1,809	185	92	46	495	91	2	163	0	0	82	1,359	649	114
26年度	322	15,668	2, 126	2, 250	7, 211	1,026	896	6, 118	846	543	1, 788	202	86	45	551	52	2	163	0	0	84	1, 268	535	79
25年度	348	15,911	2,310	2, 186	7,400	1,036	396	6, 271	1,020	543	1,878	203	66	44	361	51	2	163	0	0	83	1,206	538	22
24年度	346	16,289	2,135	2, 123	6,776	966	934	7,214	998	549	1,931	218	66	44	698	22	2	163	0	0	84	1,203	528	73
年度		(チトン)	(チトン)	$(\pm m^2)$	(チトン)	(チトン)	$(\pm m^2)$	(チトン)	(チトン)	(+m³)	(チトン)	(チトン)	(+m³)	(+m²)	(チトン)	(チトン)		$(\pm m^2)$	(+\z')	(+\script,)		(+m³)	(チトン)	(+\z')
	数	恒	画	積	恒	残高	積	恒	残高	養	恒	残高	4	争	恒	残高	数	積	恒	恒	数	種	恒	恒
	华	靊	!管 残	庫 面	画	平均月末保管残高	庫 面	画	平均月末保管残高	庫容	世	平均月末保管残高	` `	6	車	平均月末保管残高	妆		世	5 管 残	架		庫	:管 残
	業	\prec	末 保	倉庫	\prec	平均月	倉	\prec	平均月	倉	\prec	平均月	容	置着	\prec	平均月	業		\prec	末保	業		\prec	未
	TIIN	囯	均 月					類			蔵槽			□ ≰			July .		三	均月	TIIN		詚	均月
分	#	争	+		1			垂			中				년 5		#	囲	并	 	#	绞	争	#
				‡	=		浬			何		#	[1	(面	倉田	<u>+</u>	\$	F 標	倉庫	

(注) 1. 九州運輸局の管轄に属する下関市、宇部市、長門市及び山陽小野田市を除く。2. 事業者数及び倉庫面・容積は年度未現在。3. 端数処理(四捨五入)のため合計が合わないことがある。

5. 一般トラックターミナル事業の現況

令和5年1月1日現在

事業者名	岡山県トラ	ックターミナル(株)		ミナル 名 称	岡山県トラックターミナル				
位置	岡山市中区	倉富285-19	出	金 金	4億4,000万円				
開始年月日	昭和50年4	月 3 日		取扱能力	3,750トン/日				
設備	境域面積	128, 919 m²		停留場所	f 126バース				
议 ////	荷扱場	10, 395 m²		操車場所	f 59, 625 m²				
	中国新潟運	輸㈱福山通運	i (株)						
乗 入 会 社	岡山県貨物	運送㈱ セイノー	スーパー	エクスプレ	ス(株)				
米 八 云 红	近物レック	ス(株) ヤマト運	[輸(株)						
	久留米運送	(株)							

事業者名	広島市流通センター(株)		タ -	- i 2	: ナ	ル称	広島市西部トラックターミナル
位置	広島市西区	草津港三丁目 2 - 1	出	資	ť	金	10億円
開始年月日	昭和52年4月1日			取扱	能力	2,700トン/日	
設備	境域面積	55, 853 m ²			停留場所		99バース
LIZ VIII	荷扱場	$9,450\mathrm{m}^2$			操車	場所	12, 385 m ²
	トナミ運輸	株) (株)丸二道	送		7	マト	ボックスチャーター(株)
乗 入 会 社	岡山県貨物運送㈱ セイノー		・スーノ	·°2	エクス	プレ	ス(株) (株)国商運輸
米 八 云 仁	中国名鉄運	輸㈱ 芸備運輸	前 (株)		駿和物流(株)		駿和物流(株)
	久留米運送	株)カトーレ	ィック(株)			実勝運輸街	

Ⅳ バリアフリー推進関係

現在、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、バリアフリー法)」に基づき管内の23市町で基本構想が策定されています。

また、平成30年11月1日に施行された改正バリアフリー法では、新たに移動等円滑化促進方針(マスタープラン)制度が創設され、基本構想に定める重点整備地区以外の地区においても地域の実情に合わせてバリアフリー化を促進することができることになりました。

1. 基本構想策定状況

(令和4年10月末現在 調査)

基本構想作成・公表済み市町村【本省受理順 複数作成の場合、()内に提出回数を記載】

1 広島県県市(JR県駅、呉港、JR広駅、JR安芸阿賀駅) 13年8月31日 受更 14年2月13日 受更 14年2月13日 受更 14年2月13日 受更 14年2月13日 受更 14年6月3日 (日 : 新川町) (初川町バスターミナル) 15年4月24日 受更 15年4月24日 受更 15年4月24日 受更 15年4月24日 受更 15年4月24日 受更 15年2月1日 受更 15年2月1日 受更 15年7月1日 受更 16年6月22日 受更 17年2月3日 受更 17年2月3日 受更 17年2月3日 受更 18年1月6日 (JR松江駅) 16年6月22日 受更 17年2月3日 受更 18年1月6日 受更 18年1月6日 受更 18年1月6日 (JR松江駅) 18年1月6日 受更 18年1月6日 受更 18年1月6日 (JR福山駅、JR五日市駅) 18年1月6日 受更 18年1月6日 受更 18年4月2日 (JR福山市(JR福山駅、JR五日市駅) 19年4月13日 受更 15 広島県福山市(JR福山駅、 (3) 19年7月2日 受更 17 位月県内市・(JR海山駅、徳山港) 18年4月2日 受更 17 位月県内市・(JR海山駅、徳山港) 19年4月18日 受更 17 位月県内市・(JR海山町・(JR海山駅) (3) 19年7月2日 受更 19 広島県堀山市・(JR海山町・(JR海山駅) (3) 19年7月2日 受更 20 広島県坂町(JR坂駅) 20年2月15日 受更 20 広島県広島市・(JR平町東駅、JR安書中野駅)(4) 21年8月3日 受更 22 島取県米子市・(JR平町東駅、JR安書中野駅)(4) 21年8月3日 受更 25 広島県広島市・(JR南市町・(JR大野浦駅) 21年8月3日 受更 25 広島県広島市・(JRで農田駅) 27 広島県広島市・(JRで農日駅、JR大野浦駅)(2) 21年8月3日 受更 26 島根県江津市(JR江津駅) 23年6月10日 受更 27 広島県広島市・(JRで書長中駅、JR下深川) (6) 29年4月2日 受更 29 広島県広島市・(JRで書美口駅、JR下深川) (6) 29年4月2日 受 29 広島県広島市・(JRで書美口駅、JR下深川) (6) 29年4月2日 受 29 広島県広島市・(JRで書兵口駅、JR下深川) (6) 29年4月2日 受 29 広島県広島市・(JRで書兵口駅、JR下深川) (6) 29年4月2日 受 29 広島県広島市・(JRで書日で日下駅下・(JR市町下) (3) 今和元年12月1日 受 29 広島県広島市・(JRで書日で日下町下) (3) 今和2年4月6日 受 20 回り県半山市・(JR津山町・(JR津山町・(JR津山町・(JR津山町・(JR津山町・(JR津山町・(JR津山町・(JR津山町・(JR津山町・(JR津山町・(JR津山町・(JR津山町・(JR津山町・(JR津山・(JR津山・(JR津山・(JR津山・(JR津山・(JR津山・(JR津山・(JR津山・(JR津・(JR・田・田・(JR津・(JR・田・田・(JR・田・田・(JR・田・田・田・(JR・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田	_		_	
2 鳥取県鳥取市(JR島取駅) 14年 2月13日 受理 3 広島県広島市(JR広島駅) 14年 6月 3 日 受理 4 山口県下関市(旧:第川町)(第川町バスターミナル) 15年 4月24日 受更 5 島根県出雲市(旧:第川町)(第川町バスターミナル) 15年 4月24日 受更 6 広島県東広島市(JR八本松駅、JR西条駅、JR西高屋駅) 15年 7月 1 日 受更 6 広島県東広島市(JR三原駅) 15年 7月 1 日 受更 15年 7月 7 日 受更 15年 7月 7日 9月 9日 広島県福山市(JR福山駅) (3) 19年 7月 7日 受更 15年 7月 7日 9月 15年 7月 7日 9月 15年 7月 7日 9日 15年 7月 7日		市町村名		
3 広島県広島市(JR広島駅) 14年6月3日 受理 15年4月24日 受理 15年4月24日 受理 15年3月8日 (日: 第川町)(海川町バスターミナル) 15年4月24日 受理 15年3月8日 (日: 多伎町)(JRハ田駅) 15年5月8日 受理 15年3月1日 受理 15年3月1日 受理 15年3月1日 受理 15年7月7日 受理 15年3月1日 受理 15年10月30日 受理 15年10月30日 受理 15年10月30日 受理 15年10月30日 受理 15年10月30日 (月 条笠岡駅) 15年10月30日 受理 15年10月30日 (月 条笠岡駅) 16年3月1日 受理 15年10月30日 (日 条 条 7月7日 (日 条 条 8 停止 日 本 7月7日 (日 条 8 停止 日 年 7月7日 (日 8 年 7月7日 (日 7月7日 (日 7日71日 (日 7月7日 (日 7日71日 (日 7月7日 (日 7日71日 7日71日 (日 7月7日 (日 7日71日 7日71日 (日 7日71日 7日71日 7日71日 (日 7日71日 7日71日 (日 7日71日 7日71日71日 7日71日71日71日71日71日71日71日71日71日71日71日71日71	_	広島県呉市(JR呉駅、呉港、JR広駅、JR安芸阿賀駅)	13年8月31日	受理
4 山口県下関市 (旧: 菊川町) (菊川町/スターミナル) 15年4月24日 受更 5 島根県出雲市 (旧: 多伎町) (JR小田駅) 15年5月8日 受更 6 広島県東広島市 (JR八本松駅、JR西条駅、JR西高屋駅) 15年7月1日 受更 7 広島県三原市 (JR三原駅) 15年7月7日 受更 8 岡山県空間市 (JR三原駅) 15年10月30日 受更 9 鳥根県松江市 (JR笠町駅) 16年6月22日 受更 10 広島県廿日市市 (JR宮内串戸駅、JR阿品駅) 16年6月22日 受更 11 山口県下関市 (JR下関駅、JR新下関駅) (2) 17年6月3日 受更 12 広島県広島市 (JR横川駅、JR五日市駅) (2) 17年6月3日 受更 13 島取県倉吉市 (JR積山駅、JR五日市駅) (2) 18年1月6日 受更 14 広島県福山市 (JR尾道駅) 18年4月27日 受更 15 広島県福山市 (JR尾道駅) 18年6月7日 受更 16 岡山県倉敷市 (JR高山駅、徳山港) 19年4月18日 受更 17 山口県周南市 (JR高町駅) (3) 19年7月2日 受更 18 広島県広島市 (JR海町市駅) 20年2月15日 受更 20 広島県坂町 (JR海町市駅) 20年2月15日 受更 21 広島県福山市 (JR松永駅、JR東福山駅) 20年2月16日 受更 22 島取県米子市 (JR米子駅) 21年3月4日 受更 23 広島県広島市 (JR野東駅、JR大野浦駅) (2) 21年8月3日 受更 25 広島県広島市 (JR安芸長東駅、JR大野浦駅) (2) 21年8月3日 受更 27 広島県広島市 (JR安芸長東駅、JR市稀駅) (5) 27年5月26日 受更 28 山口県山口市 (JR山口駅) (2) 28年11月8日 受更 29 広島県広島市 (JR安芸矢口駅、JR下深川) (6) 29年4月24日 受更 30 山口県市市 (月8市駅) (4)	2	鳥取県鳥取市(JR鳥取駅)	14年2月13日	受理
5 島根県出雲市(旧:多伎町)(JR小田駅) 15年5月8日受更 6 広島県東広島市(JR八本松駅、JR西条駅、JR西高屋駅) 15年7月1日受更 7 広島県三原市(JR三原駅) 15年7月7日受更 8 岡山県笠岡市(JR笠岡駅) 15年10月30日受更 9 島根県松江市(JR笠岡駅) 16年3月11日受更 10 広島県廿日市市(JR宮内車戸駅、JR阿品駅) 16年6月22日受更 11 山口県下関市(JR宮内事戸駅、JR五日市駅) (2) 17年6月13日受更 12 広島県広島市(JR樹川駅、JR五日市駅) (2) 17年6月13日受更 13 鳥取県倉吉市(JR檜川駅、JR五日市駅) (2) 17年6月13日受更 14 広島県尾道市(JR檜川駅、JR名日市駅) (2) 18年1月6日受更 15 広島県福山市(JR檜川駅) 18年4月27日受更 16 岡山県倉敷市(JR福山駅) 18年4月27日受更 17 山口県周南市(JR倉敷駅) 18年6月7日受更 18 広島県広島市(JR育身日駅) (3) 19年7月2日受更 19 広島県海町町(JR海町町駅) (3) 19年7月2日受更 20 広島県海町(JR海駅駅) 20年2月15日受更 21 広島県福山市(JR米子駅) 20年5月8日受更 22 島取県米子市(JR米子駅) 21年3月4日受更 23 広島県広島市(JR野 東駅、JR大野浦駅)(2) 21年8月3日受更 24 山口県山口市(JR新山口駅) (2) 21年8月3日受更 25 広島県広島市(JR安芸長駅駅、JR下澤川)(6) 29年4月24日受更 26 島根県山市(旧:菊川町) (3) 令和元年5月20日受更 27 広島県広島市(JR安芸矢口駅、JR下深川)(6) 29年4月24日受更 30 山口県市(旧:	3	広島県広島市(JR広島駅)	14年6月3日	受理
6 広島県東広島市(JR八本松駅、JR西条駅、JR西高屋駅) 15年7月1日 受更 15年7月7日 受更 15年7月7日 受更 15年7月7日 受更 15年10月30日 受更 15年10月30日 受更 15年10月30日 受更 16年3月11日 受更 16年3月11日 受更 10 広島県土日市市(JR宮内串戸駅、JR阿品駅) 16年6月22日 受更 11 山口県下関市(JR下関駅、JR新下関駅) (2) 17年2月3日 受更 12 広島県広島市(JR横川駅、JR五日市駅) (2) 17年6月13日 受更 13 鳥取県倉吉市(JR尾道駅) 18年1月6日 受更 14 広島県尾道市(JR尾道駅) 18年1月6日 受更 15 広島県福山市(JR福山駅) 18年4月27日 受更 16 岡山県倉敷市(JR倉敷駅) 18年6月7日 受更 16 岡山県倉敷市(JR倉敷駅) 18年6月7日 受更 17 山口県周南市(JR徳山駅、徳山港) 19年4月18日 受更 18 広島県広島市(JR新井口駅) (3) 19年7月2日 受更 19 広島県海田町(JR海田市駅) 20年2月15日 受更 20 広島県坂町(JR坂駅) 20年5月8日 受更 20 広島県坂町(JR松永駅、JR東福山駅) (2)、(JR大門駅)(3) 20年9月16日 受更 22 鳥取県米子市(JR米子駅) 21年3月4日 受更 23 広島県広島市(JR中野東駅、JR安芸中野駅)(4) 21年5月28日 受更 24 山口県山口市(JR新山口駅) 21年8月3日 受更 25 広島県上日市市(JR宮島口駅、JR大野浦駅)(2) 21年8月3日 受更 26 島根県江津市(JR江津駅) 23年6月10日 受更 25 広島県広島市(JR安芸長東駅、JR古市橋駅)(5) 27年5月26日 受更 27 広島県広島市(JR安芸長東駅、JR古市橋駅)(5) 27年5月26日 受更 29 広島県広島市(JR安芸長口駅、JR下深川) (6) 29年4月24日 受更 29 広島県広島市(JR安芸矢口駅、JR下深川) (6) 29年4月24日 受更 30 山口県下関市(旧:菊川町) (3) 今和元年5月20日 受更 31 広島県福山市(JR衛後赤坂駅) (4) 令和元年12月11日 受力 21 5月2日 「日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	4	山口県下関市(旧:菊川町)(菊川町バスターミナル)	15年4月24日	受理
7 広島県三原市(JR三原駅) 15年7月7日 受更 8 岡山県笠岡市(JR笠岡駅) 15年10月30日 受更 9 島根県松江市(JR松江駅) 16年3月11日 受更 10 広島県廿日市市(JR宮内串戸駅、JR阿品駅) 16年6月22日 受更 11 山口県下関市(JR下関駅、JR新下関駅) (2) 17年2月3日 受更 12 広島県広島市(JR横川駅、JR五日市駅) (2) 17年6月13日 受更 13 島取県倉吉市(JR尾道駅) 18年1月6日 受更 15 広島県福山市(JR福山駅) 18年4月27日 受更 15 広島県福山市(JR福山駅) 18年4月27日 受更 16 岡山県倉敷市(JR倉敷駅) 18年6月7日 受更 17 山口県周南市(JR徳山駅、徳山港) 19年4月18日 受更 18 広島県広島市(JR新井口駅) (3) 19年7月2日 受更 19 広島県泰田町(JR海田市駅) 20年2月15日 受更 20 広島県坂町(JR坂駅) 20年2月16日 受更 21 広島県福山市(JR松永駅、JR東福山駅) (2)、(JR大門駅)(3) 20年9月16日 受更 22 島取県米子市(JR米子駅) 21年3月4日 受更 23 広島県広島市(JR中野東駅、JR安芸中野駅)(4) 21年3月4日 受更 24 山口県山口市(JR新山口駅) 21年8月3日 受更 25 広島県広島市(JR安芸長東駅、JR古市橋駅)(5) 21年8月3日 受更 26 島根県江津市(JR江津駅) 23年6月10日 受更 27 広島県広島市(JR安芸長東駅、JR古市橋駅)(5) 27年5月26日 受更 29 広島県広島市(JR安芸長東駅、JR下澤川)(6) 29年4月24日 受更 30 山口県下関市(旧:菊川町) (3) 今和元年5月20日 受更 31 広島県福山市(JR港川町) (4) 今和元年5月2日日 受更 32	5	島根県出雲市(旧:多伎町)(JR小田駅)	15年5月8日	受理
8 岡山県笠岡市 (JR笠岡駅) 15年10月30日 受更 9 島根県松江市 (JR松江駅) 16年3月11日 受更 10 広島県廿日市市 (JR宮内串戸駅、JR阿品駅) 16年6月22日 受更 11 山口県下関市 (JR下関駅、JR新下関駅) (2) 17年2月3日 受更 12 広島県広島市 (JR横川駅、JR五日市駅) (2) 17年6月13日 受更 13 鳥取県倉吉市 (JR高吉駅) 18年1月6日 受更 14 広島県尾道市 (JR尾道駅) 18年2月20日 受更 15 広島県福山市 (JR福山駅) 18年4月27日 受更 16 岡山県倉敷市 (JR高駅駅) 18年6月7日 受更 17 山口県周南市 (JR高山駅、徳山港) 19年4月18日 受更 18 広島県広島市 (JR新井口駅) (3) 19年7月2日 受更 20 広島県坂町 (JR坂駅) 20年2月15日 受更 20 広島県坂町 (JR坂駅) 20年5月8日 受更 21 広島県福山市 (JR松永駅、JR東福山駅) (2)、(JR大門駅) (3) 20年9月16日 受更 22 島取県米子市 (JR平野東駅、JR安芸中野駅) (4) 21年3月4日 受更 23 広島県広島市 (JRで島口駅、JR大野浦駅) (2) 21年8月3日 受更 24 山口県山口市 (JR富島口駅、JR大野浦駅) (2) 21年8月3日 受更 25 広島県広島市 (JR安芸長東駅、JR古市橋駅) (5) 27年5月26日 受更 26 島県広島市 (JR安芸長中駅)、JR市清駅) (2) 28年11月8日 受更 27 広島県広島市 (JR安芸矢口駅、JR下澤川) (6) 29年4月24日 受更 30 山口県下関市 (旧: 第川町) (3) 令和元年5月20日 受更 31 広島県福山市 (JR織後赤坂駅) (4) 令和元年5月2日日 受用 32 岡山県津山市 (JR龍後赤坂駅) <td< td=""><td>6</td><td>広島県東広島市(JR八本松駅、JR西条駅、JR西高屋駅)</td><td>15年7月1日</td><td>受理</td></td<>	6	広島県東広島市(JR八本松駅、JR西条駅、JR西高屋駅)	15年7月1日	受理
9 島根県松江市(JR松江駅) 16年3月11日 受理 10 広島県廿日市市(JR宮内串戸駅、JR阿品駅) 16年6月22日 受理 11 山口県下関市(JR下関駅、JR新下関駅) (2) 17年2月3日 受理 12 広島県広島市(JR横川駅、JR五日市駅) (2) 17年6月13日 受理 13 鳥取県倉吉市(JR倉吉駅) 18年1月6日 受理 14 広島県尾道市(JR尾道駅) 18年4月27日 受理 15 広島県福山市(JR福山駅) 18年4月27日 受理 16 岡山県倉敷市(JR養倉敷駅) 18年6月7日 受理 17 山口県周南市(JR徳山駅、徳山港) 19年4月18日 受理 18 広島県広島市(JR新井口駅) (3) 19年7月2日 受理 19 広島県海田町(JR海田市駅) 20年2月15日 受理 20 広島県坂町(JR坂駅) 20年2月16日 受理 21 広島県福山市(JR松永駅、JR東福山駅) (2)、(JR大門駅)(3) 20年9月16日 受理 22 鳥取県米子市(JR米子駅) 21年3月4日 受理 23 広島県広島市(JR東半町の駅) (4) 21年8月3日 受理 24 山口県山口市(JR山口駅) (2) 21年8月3日 受理 25 広島県市市(JR安芸長東駅、JR大野浦駅)(2) 21年8月3日 受理 26 島根県江津市(JR安芸長東駅、JR古市橋駅)(5) 27年5月26日 受理 27 広島県広島市(JR安芸長東駅、JR古市橋駅)(5) 27年5月26日 受理 28 山口県山口市(JR山口駅) (2) 28年11月8日 受理 29 広島県広島市(JR安芸長中駅、JR下澤川)(6) 29年4月24日 受理 30 山口県下関市(旧:菊川町) (3) 令和元年5月20日 受理 31 広島県福山市(JR満年1月1日駅) 会租 <	7	広島県三原市(JR三原駅)	15年7月7日	受理
10 広島県廿日市市(J R宮内串戸駅、J R阿品駅)	8	岡山県笠岡市 (JR笠岡駅)	15年10月30日	受理
11 山口県下関市(JR下関駅、JR新下関駅)(2)	9	島根県松江市(JR松江駅)	16年3月11日	受理
12 広島県広島市 (JR積川駅、JR五日市駅) (2) 17年6月13日 受理 13 鳥取県倉吉市 (JR倉吉駅) 18年1月6日 受理 14 広島県尾道市 (JR尾道駅) 18年2月20日 受理 15 広島県福山市 (JR福山駅) 18年4月27日 受理 16 岡山県倉敷市 (JR徳山駅) 18年4月27日 受理 17 山口県周南市 (JR徳山駅、徳山港) 19年4月18日 受理 18 広島県広島市 (JR新井口駅) (3) 19年7月2日 受理 19 広島県海田町 (JR海田市駅) 20年2月15日 受理 20 広島県海田町 (JR松永駅、JR東福山駅) (2)、(JR大門駅) (3) 20年9月16日 受理 22 鳥取県米子市 (JR米子駅) 21年3月4日 受理 22 宮県広島市 (JR半野駅、JR安芸中野駅) (4) 21年5月28日 受理 22 広島県山市市 (JR新山口駅) 21年8月3日 受理 25 広島県市市市 (JR宮島口駅、JR大野浦駅) (2) 21年8月3日 受理 25 広島県広島市 (JR宮島口駅、JR大野浦駅) 23年6月10日 受理 25 広島県広島市 (JR安芸長東駅、JR古市橋駅) (5) 27年5月26日 受理 27 広島県広島市 (JR安芸長中駅、JR古市橋駅) (5) 27年5月26日 受理 28年11月8日 受理 29 広島県広島市 (JR安芸矢口駅、JR下深川) (6) 29年4月24日 受理 30 山口県町口市 (JR安芸矢口駅、JR下深川) (6) 29年4月24日 受理 31 広島県福山市 (JR衛後赤坂駅) (4) 令和元年12月11日 受罪 32 岡山県津山市 (JR浦後赤坂駅) (4) 令和元年12月11日 受罪 32 岡山県津山市 (JR浦後赤坂駅) (4) 令和元年12月11日 受罪 32 岡山県津山市 (JR浦と町駅) (4) 令和元年12月11日 受罪 32 図山県津山市 (JR浦と町駅) (4) 令和元年12月11日 受罪 32 図山県津山市 (JR浦と町田) (4) 令和元年12月11日 受罪 32 図山県津山市 (JR浦と町田) (4) 令和元年12月11日 受罪 32 図山県津山市 (JR浦山駅) (4) 令和2年4月6日 受罪 32 図山県津山市 (JR浦山駅) (4) 令和2年4月6日 受罪 32 図山県津山市 (JR浦山駅) (4) 令和2年4月6日 受罪 32 図山県津山市 (JR浦田) 32 図山県津山市 (JR浦田) 33 ○ (41 41 41 41 41 41 41 41	10	広島県廿日市市(JR宮内串戸駅、JR阿品駅)	16年6月22日	受理
13 鳥取県倉吉市(JR倉吉駅) 18年1月6日 受理 14 広島県尾道市(JR尾道駅) 18年2月20日 受理 15 広島県福山市(JR福山駅) 18年4月27日 受理 16 岡山県倉敷市(JR倉敷駅) 18年6月7日 受理 17 山口県周南市(JR徳山駅、徳山港) 19年4月18日 受理 18 広島県広島市(JR新井口駅) (3) 19年7月2日 受理 19 広島県海田町(JR海田市駅) 20年2月15日 受理 20 広島県海田町(JR海田市駅) 20年5月8日 受理 21 広島県福山市(JR松永駅、JR東福山駅) (2)、(JR大門駅)(3) 20年9月16日 受理 22 鳥取県米子市(JR米子駅) 21年3月4日 受理 23 広島県広島市(JR町東駅、JR安芸中野駅)(4) 21年5月28日 受理 24 山口県山口市(JR新山口駅) 21年8月3日 受理 25 広島県市日市市(JR宮島口駅、JR大野浦駅)(2) 21年8月3日 受理 26 島根県江津市(JR江津駅) 23年6月10日 受理 27 広島県広島市(JR安芸長東駅、JR古市橋駅)(5) 27年5月26日 受理 28 山口県山口市(JR田口駅) (2) 28年11月8日 受理 29 広島県広島市(JR安芸矢口駅、JR下深川) (6) 29年4月24日 受理 30 山口県下関市(旧:菊川町) (3) 令和元年5月20日 受理 31 広島県福山市(JR保後赤坂駅) (4) 令和元年12月11日 受理 32 岡山県津山市(JR保後赤坂駅) (4) <t< td=""><td>11</td><td>山口県下関市(JR下関駅、JR新下関駅) (2)</td><td>17年2月3日</td><td>受理</td></t<>	11	山口県下関市(JR下関駅、JR新下関駅) (2)	17年2月3日	受理
14 広島県尾道市(JR尾道駅) 18年2月20日 受理 15 広島県福山市(JR福山駅) 18年4月27日 受理 16 岡山県倉敷市(JR倉敷駅) 18年6月7日 受理 17 山口県周南市(JR徳山駅、徳山港) 19年4月18日 受理 18 広島県広島市(JR新井口駅) (3) 19年7月2日 受理 19 広島県海田町(JR海田市駅) 20年2月15日 受理 20 広島県坂町(JR坂駅) 20年5月8日 受理 21 広島県福山市(JR松永駅、JR東福山駅) (2)、(JR大門駅)(3) 20年9月16日 受理 22 鳥取県米子市(JR米子駅) 21年3月4日 受理 23 広島県広島市(JR中野東駅、JR安芸中野駅)(4) 21年5月28日 受理 24 山口県山口市(JR新山口駅) 21年8月3日 受理 25 広島県廿日市市(JR宮島口駅、JR大野浦駅)(2) 21年8月3日 受理 26 島根県江津市(JR江津駅) 23年6月10日 受理 27 広島県広島市(JR安芸長京駅、JR古市橋駅)(5) 27年5月26日 受理 28 山口県山口市(JR山口駅) (2) 28年11月8日 受理 29 広島県広島市(JR安芸長口駅、JR下深川)(6) 29年4月24日 受理 30 山口県下関市(旧:菊川町) (3) 令和元年5月20日 受理 31 広島県福山市(JR備後赤坂駅) (4) 令和元年12月11日 受理 32 岡山県津山市(JR津山駅) 令和2年4月6日 受理	12	広島県広島市(JR横川駅、JR五日市駅) (2)	17年6月13日	受理
15 広島県福山市(JR福山駅) 18年4月27日 受理 16 岡山県倉敷市(JR倉敷駅) 18年6月7日 受理 17 山口県周南市(JR徳山駅、徳山港) 19年4月18日 受理 18 広島県広島市(JR新井口駅) (3) 19 広島県海田町(JR海田市駅) 20年2月15日 受理 20 広島県坂町(JR坂駅) 20年5月8日 受理 21 広島県福山市(JR松永駅、JR東福山駅) (2)、(JR大門駅)(3) 20年9月16日 受理 22 鳥取県米子市(JR米子駅) 21年3月4日 受理 23 広島県広島市(JR中野東駅、JR安芸中野駅)(4) 21年5月28日 受理 24 山口県山口市(JR新山口駅) 21年8月3日 受理 25 広島県廿日市市(JR宮島口駅、JR大野浦駅)(2) 21年8月3日 受理 26 島根県江津市(JR江津駅) 23年6月10日 受理 27 広島県広島市(JR安芸長東駅、JR古市橋駅)(5) 27年5月26日 受理 28 山口県山口市(JR山口駅) (2) 28年11月8日 受理 29 広島県広島市(JR安芸矢口駅、JR下深川)(6) 29年4月24日 受理 30 山口県下関市(旧: 菊川町) (3) 令和元年5月20日 受理 31 広島県福山市(JR備後赤坂駅) (4) 令和元年12月11日 受理 32 岡山県津山市(JR津山駅) 令和2年4月6日 受理	13	鳥取県倉吉市(JR倉吉駅)	18年1月6日	受理
16 岡山県倉敷市(J R倉敷駅) 18年6月7日 受理 17 山口県周南市(J R徳山駅、徳山港) 19年4月18日 受理 18 広島県広島市(J R新井口駅) (3) 19年7月2日 受理 19 広島県海田町(J R海田市駅) 20年2月15日 受理 20 広島県坂町(J R坂駅) 20年5月8日 受理 21 広島県福山市(J R松永駅、J R東福山駅) (2)、(J R大門駅)(3) 20年9月16日 受理 22 鳥取県米子市(J R米子駅) 21年3月4日 受理 23 広島県広島市(J R中野東駅、J R安芸中野駅)(4) 21年8月3日 受理 24 山口県山口市(J R新山口駅) 21年8月3日 受理 25 広島県廿日市市(J R宮島口駅、J R大野浦駅)(2) 21年8月3日 受理 26 島根県江津市(J R江津駅) 23年6月10日 受理 27 広島県広島市(J R安芸長東駅、J R古市橋駅)(5) 27年5月26日 受理 28 山口県山口市(J R山口駅) (2) 28年11月8日 受理 29 広島県広島市(J R安芸矢口駅、J R下深川)(6) 29年4月24日 受理 30 山口県丁関市(旧:菊川町) (3) 令和元年5月20日 受理 31 広島県福山市(J R龍仏赤坂駅) (4) 令和元年12月11日 受理 32 岡山県津山市(J R津山駅) 令和2年4月6日 受理	14	広島県尾道市(JR尾道駅)	18年2月20日	受理
17 山口県周南市(JR徳山駅、徳山港) 19年4月18日 受理 18 広島県広島市(JR新井口駅) (3) 19年7月2日 受理 19 広島県海田町(JR海田市駅) 20年2月15日 受理 20 広島県坂町(JR坂駅) 20年5月8日 受理 21 広島県福山市(JR松永駅、JR東福山駅) (2)、(JR大門駅)(3) 20年9月16日 受理 22 鳥取県米子市(JR米子駅) 21年3月4日 受理 23 広島県広島市(JR中野東駅、JR安芸中野駅)(4) 21年8月3日 受理 24 山口県山口市(JR新山口駅) 21年8月3日 受理 25 広島県廿日市市(JR宮島口駅、JR大野浦駅)(2) 21年8月3日 受理 26 島根県江津市(JR江津駅) 23年6月10日 受理 27 広島県広島市(JR安芸長東駅、JR古市橋駅)(5) 27年5月26日 受理 28 山口県山口市(JR山口駅) (2) 28年11月8日 受理 29 広島県広島市(JR安芸矢口駅、JR下深川)(6) 29年4月24日 受理 30 山口県下関市(旧:菊川町) (3) 令和元年5月20日 受理 31 広島県福山市(JR備後赤坂駅) (4) 令和元年12月11日 受理 32 岡山県津山市(JR津山駅) 令和2年4月6日 受理	15	広島県福山市(JR福山駅)	18年4月27日	受理
18 広島県広島市(JR新井口駅) (3) 19年7月2日 受理 19 広島県海田町(JR海田市駅) 20年2月15日 受理 20 広島県坂町(JR坂駅) 20年5月8日 受理 21 広島県福山市(JR松永駅、JR東福山駅) (2)、(JR大門駅)(3) 20年9月16日 受理 22 鳥取県米子市(JR米子駅) 21年3月4日 受理 23 広島県広島市(JR中野東駅、JR安芸中野駅)(4) 21年8月3日 受理 24 山口県山口市(JR新山口駅) 21年8月3日 受理 25 広島県廿日市市(JR宮島口駅、JR大野浦駅)(2) 21年8月3日 受理 26 島根県江津市(JR江津駅) 23年6月10日 受理 27 広島県広島市(JR安芸長東駅、JR古市橋駅)(5) 27年5月26日 受理 28 山口県山口市(JR山口駅) (2) 28年11月8日 受理 29 広島県広島市(JR安芸矢口駅、JR下深川)(6) 29年4月24日 受理 30 山口県下関市(旧:菊川町) (3) 令和元年5月20日 受理 31 広島県福山市(JR備後赤坂駅) (4) 令和元年12月11日 受理 32 岡山県津山市(JR津山駅) 令和2年4月6日 受理	16	岡山県倉敷市 (JR倉敷駅)	18年6月7日	受理
19 広島県海田町 (JR海田市駅)20年2月15日 受理20 広島県坂町 (JR坂駅)20年5月8日 受理21 広島県福山市 (JR松永駅、JR東福山駅)(2)、(JR大門駅) (3)20年9月16日 受理22 鳥取県米子市 (JR米子駅)21年3月4日 受理23 広島県広島市 (JR中野東駅、JR安芸中野駅) (4)21年5月28日 受理24 山口県山口市 (JR新山口駅)21年8月3日 受理25 広島県廿日市市 (JR宮島口駅、JR大野浦駅) (2)21年8月3日 受理26 島根県江津市 (JR江津駅)23年6月10日 受理27 広島県広島市 (JR安芸長東駅、JR古市橋駅) (5)27年5月26日 受理28 山口県山口市 (JR山口駅)(2)28年11月8日 受理29 広島県広島市 (JR安芸矢口駅、JR下深川)(6)29年4月24日 受理30 山口県下関市 (旧:菊川町)(3)令和元年5月20日 受理31 広島県福山市 (JR備後赤坂駅)(4)令和元年12月11日 受理32 岡山県津山市 (JR津山駅)令和2年4月6日 受理	17	山口県周南市(JR徳山駅、徳山港)	19年4月18日	受理
20 広島県坂町(JR坂駅) 20年5月8日 受理 21 広島県福山市(JR松永駅、JR東福山駅) (2)、(JR大門駅) 20年9月16日 受理 22 鳥取県米子市(JR米子駅) 21年3月4日 受理 23 広島県広島市(JR中野東駅、JR安芸中野駅) (4) 21年5月28日 受理 24 山口県山口市(JR新山口駅) 21年8月3日 受理 25 広島県廿日市市(JR宮島口駅、JR大野浦駅) 23年6月10日 受理 26 島根県江津市(JR江津駅) 23年6月10日 受理 27 広島県広島市(JR安芸長東駅、JR古市橋駅) (5) 27年5月26日 受理 28 山口県山口市(JR山口駅) (2) 28年11月8日 受理 29 広島県広島市(JR安芸矢口駅、JR下深川) (6) 29年4月24日 受理 30 山口県下関市(旧:菊川町) (3) 令和元年5月20日 受理 31 広島県福山市(JR備後赤坂駅) (4) 令和元年12月11日 受理 32 岡山県津山市(JR津山駅) 令和2年4月6日 受理	18	広島県広島市 (JR新井口駅) (3)	19年7月2日	受理
21 広島県福山市(JR松永駅、JR東福山駅) (2)、(JR大門駅)(3) 20年9月16日 受理 22 鳥取県米子市(JR米子駅) 21年3月4日 受理 23 広島県広島市(JR中野東駅、JR安芸中野駅)(4) 21年5月28日 受理 24 山口県山口市(JR新山口駅) 21年8月3日 受理 25 広島県廿日市市(JR宮島口駅、JR大野浦駅)(2) 21年8月3日 受理 26 島根県江津市(JR江津駅) 23年6月10日 受理 27 広島県広島市(JR安芸長東駅、JR古市橋駅)(5) 27年5月26日 受理 28 山口県山口市(JR山口駅) (2) 28年11月8日 受理 29 広島県広島市(JR安芸矢口駅、JR下深川)(6) 29年4月24日 受理 30 山口県下関市(旧:菊川町) (3) 令和元年5月20日 受理 31 広島県福山市(JR備後赤坂駅) (4) 令和元年12月11日 受理 32 岡山県津山市(JR津山駅) 令和2年4月6日 受理	19	広島県海田町(JR海田市駅)	20年2月15日	受理
22 鳥取県米子市(JR米子駅) 21年3月4日 受理 23 広島県広島市(JR中野東駅、JR安芸中野駅)(4) 21年5月28日 受理 24 山口県山口市(JR新山口駅) 21年8月3日 受理 25 広島県廿日市市(JR宮島口駅、JR大野浦駅)(2) 21年8月3日 受理 26 島根県江津市(JR江津駅) 23年6月10日 受理 27 広島県広島市(JR安芸長東駅、JR古市橋駅)(5) 27年5月26日 受理 28 山口県山口市(JR山口駅) (2) 28年11月8日 受理 29 広島県広島市(JR安芸矢口駅、JR下深川) (6) 29年4月24日 受理 30 山口県下関市(旧:菊川町) (3) 令和元年5月20日 受理 31 広島県福山市(JR備後赤坂駅) (4) 令和元年12月11日 受理 32 岡山県津山市(JR津山駅) 令和2年4月6日 受理	20	広島県坂町 (JR坂駅)	20年5月8日	受理
23 広島県広島市(JR中野東駅、JR安芸中野駅)(4) 21年5月28日 受理 24 山口県山口市(JR新山口駅) 21年8月3日 受理 25 広島県廿日市市(JR宮島口駅、JR大野浦駅)(2) 21年8月3日 受理 26 島根県江津市(JR江津駅) 23年6月10日 受理 27 広島県広島市(JR安芸長東駅、JR古市橋駅)(5) 27年5月26日 受理 28 山口県山口市(JR山口駅) (2) 28年11月8日 受理 29 広島県広島市(JR安芸矢口駅、JR下深川)(6) 29年4月24日 受理 30 山口県下関市(旧:菊川町) (3) 令和元年5月20日 受理 31 広島県福山市(JR備後赤坂駅) (4) 令和元年12月11日 受理 32 岡山県津山市(JR津山駅) 令和2年4月6日 受理	21	広島県福山市(JR松永駅、JR東福山駅) (2)、(JR大門駅)(3)	20年9月16日	受理
24 山口県山口市(JR新山口駅) 21年8月3日 受理 25 広島県廿日市市(JR宮島口駅、JR大野浦駅)(2) 21年8月3日 受理 26 島根県江津市(JR江津駅) 23年6月10日 受理 27 広島県広島市(JR安芸長東駅、JR古市橋駅)(5) 27年5月26日 受理 28 山口県山口市(JR山口駅) (2) 28年11月8日 受理 29 広島県広島市(JR安芸矢口駅、JR下深川)(6) 29年4月24日 受理 30 山口県下関市(旧:菊川町) (3) 令和元年5月20日 受理 31 広島県福山市(JR備後赤坂駅) (4) 令和元年12月11日 受理 32 岡山県津山市(JR津山駅) 令和2年4月6日 受理	22	鳥取県米子市(JR米子駅)	21年3月4日	受理
25 広島県廿日市市(JR宮島口駅、JR大野浦駅)(2) 21年8月3日 受理 26 島根県江津市(JR江津駅) 23年6月10日 受理 27 広島県広島市(JR安芸長東駅、JR古市橋駅)(5) 27年5月26日 受理 28 山口県山口市(JR山口駅) (2) 29 広島県広島市(JR安芸矢口駅、JR下深川) (6) 30 山口県下関市(旧:菊川町) (3) 31 広島県福山市(JR備後赤坂駅) (4) 32 岡山県津山市(JR津山駅) 令和元年12月11日 受理 32 岡山県津山市(JR津山駅) 令和2年4月6日 受理	23	広島県広島市(JR中野東駅、JR安芸中野駅)(4)	21年5月28日	受理
26 島根県江津市(JR江津駅) 23年6月10日 受理 27 広島県広島市(JR安芸長東駅、JR古市橋駅)(5) 27年5月26日 受理 28 山口県山口市(JR山口駅) (2) 29 広島県広島市(JR安芸矢口駅、JR下深川)(6) 29年4月24日 受理 30 山口県下関市(旧:菊川町) (3) 31 広島県福山市(JR備後赤坂駅) (4) 32 岡山県津山市(JR津山駅) 令和元年12月11日 受理	24	山口県山口市(JR新山口駅)	21年8月3日	受理
27 広島県広島市(JR安芸長東駅、JR古市橋駅)(5) 27年5月26日 受理 28 山口県山口市(JR山口駅) (2) 28年11月8日 受理 29 広島県広島市(JR安芸矢口駅、JR下深川) (6) 29年4月24日 受理 30 山口県下関市(旧:菊川町) (3) 令和元年5月20日 受理 31 広島県福山市(JR備後赤坂駅) (4) 令和元年12月11日 受理 32 岡山県津山市(JR津山駅) 令和2年4月6日 受理	25	広島県廿日市市(JR宮島口駅、JR大野浦駅)(2)	21年8月3日	受理
28 山口県山口市(JR山口駅) (2) 28年11月8日 受理 29 広島県広島市(JR安芸矢口駅、JR下深川) (6) 29年4月24日 受理 30 山口県下関市(旧:菊川町) (3) 令和元年5月20日 受理 31 広島県福山市(JR備後赤坂駅) (4) 令和元年12月11日 受理 32 岡山県津山市(JR津山駅) 令和2年4月6日 受理	26	島根県江津市(JR江津駅)	23年6月10日	受理
29 広島県広島市(JR安芸矢口駅、JR下深川) (6) 29年4月24日 受理 30 山口県下関市(旧:菊川町) (3) 令和元年5月20日 受理 31 広島県福山市(JR備後赤坂駅) (4) 令和元年12月11日 受理 32 岡山県津山市(JR津山駅) 令和2年4月6日 受理	27	広島県広島市(JR安芸長束駅、JR古市橋駅)(5)	27年5月26日	受理
30 山口県下関市(旧:菊川町) (3) 令和元年5月20日 受到 31 広島県福山市(JR備後赤坂駅) (4) 令和元年12月11日 受到 32 岡山県津山市(JR津山駅) 令和2年4月6日 受到	28	山口県山口市 (JR山口駅) (2)	28年11月8日	受理
31 広島県福山市 (JR備後赤坂駅) (4) 令和元年12月11日 受理 32 岡山県津山市 (JR津山駅) 令和2年4月6日 受理	29	広島県広島市(JR安芸矢口駅、JR下深川) (6)	29年4月24日	受理
32 岡山県津山市(JR津山駅)	30	山口県下関市(旧:菊川町) (3)	令和元年5月20日	受理
	31	広島県福山市 (JR備後赤坂駅) (4)	令和元年12月11日	受理
	32	岡山県津山市 (JR津山駅)	令和2年4月6日	受理
33 広島県大竹市 (JR大竹駅) 令和2年10月9日 受理	33	広島県大竹市(JR大竹駅)	令和2年10月9日	受理
34 岡山県岡山市(JR岡山駅、高島駅、上道駅、法界院駅、庭瀬駅) 令和4年4月14日 受理	34	岡山県岡山市(JR岡山駅、高島駅、上道駅、法界院駅、庭瀬駅)	令和4年4月14日	受理

交 通 政策部編

2. 移動等円滑化促進方針

移動等円滑化促進方針作成・公表済み市町村【本省受理順】

		市	订	村	名	本省 受理	\exists
1	山口県宇部市	(宇部市役所周辺	· J R宇	部駅周辺)		令和2年3月11日	受理
2	岡山県岡山市	(JR岡山駅周辺	外13地	1区)		令和4年4月14日	受理

3. 交通施設等におけるバリアフリー化の目標

「移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示」が令和2年12月25日付けで定められ、令和3年度からおおむね5年を目標期間として共生社会の実現に繋がる以下の取組みを進めています。【バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標(第3次目標)】

20	25年度末までの	つ 目標		数値目標以外の目標等
	3,000人以上 /日及び基	段差の解消	原則100%	○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化 ○高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生
鉄	本構想の生活施設に位置づけられ	視覚障害者誘導 用ブロック	原則100%	じないよう、大規模な鉄軌道駅については、当該 駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況等を踏 まえ、可能な限りバリアフリールートの複数化を
軌	た2,000人以 上/日の鉄 軌道駅にお	案内設備※1	原則100%	進める ○駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の
1 道	けるバリア フリー化率	障害者用トイレ ※ 2	原則100%	走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能 な限りプラットホームと車両乗降口の段差・隙間 の縮小を進める
	ホームドア・ ⁻ 置番線数	丁動式ホーム柵の設	3,000番線 (800番線)	○カッコ内は、10万人以上/日の駅の番線数(内 数表記)
	鉄軌道車両※	3	約70%	○新幹線車両について、車椅子用フリースペーススの整備を可能な限り速やかに進める
		段差の解消	原則100%	
		視覚障害者誘導用 ブロック	原則100%	○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみなら
バ		案内設備※1	原則100%	ず利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	ルにおける バリアフリー 化率	障害者用トイレ ※ 2	原則100%	
7		ノンステップバス	約80%	
ス	乗合	リフト付きバス (適用除外車両)	約25%	○高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可 能な限りバリアフリー化
	バス車両	指定空港アクセス 系統 運行車両※4	約50%	
	貸切バス車両		約2,100台	○高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可 能な限りバリアフリー化

タ	福祉タクシー	車両※3	約90,000台	
クシー		ユニバーサルデザイ ンタクシーの割合	約25%	○各都道府県におけるタクシーの総車両数に占め る割合。
	2,000人以上	段差の解消	原則100%	○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ター
	2,000人以上/日の旅客船ターミナ	視覚障害者誘導用 原則100% ミナルについて地域		ミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリア フリー化
拉八	ルにおける	案内設備※1	原則100%	○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみなら
船	バリアフリー 化率	障害者用トイレ ※ 2	原則100%	ず利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
舶		不定期航路事業の 舶を含む。)※3	約60%	○2,000人以上/日のターミナルに就航する船舶は、 構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化 ○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化

- ※1 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。
- ※2 便所を設置している旅客施設が対象。
- ※3 車両等におけるバリアフワリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む)に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備。福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる。
- ※4 一日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルの内、鉄軌道アクセスがない 施設(指定空港)へアクセスするバス路線の運行系統の総数の約50%についてバリアフリー化した車 両を含む運行とする。
- ※5 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。

4. 交通施設等におけるバリアフリー化の状況

以下の表は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則」第六条の四又は 第二十三条に基づき、毎年6月30日までの提出を公共交通事業者等に対して義務づけている「移動 等円滑化取組報告書」及び「移動等円滑化実績等報告書」を基に集計を行ったものです。

(1) 鉄軌道駅のバリアフリー化状況

(令和4年3月31日現在)

	中国運輸局管内
平均的な利用者数3,000人以上/日の施設	
及び基本構想の生活施設に位置づけられた平均的な利用者数2,000人以上	115
/日の施設 (対象施設)	
うち段差を解消している施設	100
対象施設に対する割合 (%)	87%
うち視覚障害者誘導用ブロックを設置している施設	93
対象施設に対する割合 (%)	80.9%
うち案内設備を設置している施設	55
対象施設に対する割合 (%)	47.8%
うちトイレを設置している施設	79
うち障害者用トイレを設置している施設	52
トイレを設置している施設に対する割合(%)	65.8%

(2) ホームドア・可動式ホーム柵の設置状況 (令和4年3月31日現在)

中国運輸局管内計	28番線
うち10万人以上/日の駅の番線数	2番線

(3) バスターミナルのバリアフリー化状況

(令和4年3月31日現在)

	中国運輸局管内
平均的な利用者数3,000人以上/日の施設	
及び基本構想の生活施設に位置づけられた平均的な利用者数2,000人以上	1
/日の施設 (対象施設)	
うち段差を解消している施設	1
対象施設に対する割合 (%)	100%
うち視覚障害者誘導用ブロックを設置している施設	1
対象施設に対する割合 (%)	100%
うち案内設備を設置している施設	1
対象施設に対する割合 (%)	100%
うちトイレを設置している施設	1
うち障害者用トイレを設置している施設	1
トイレを設置している施設に対する割合(%)	100%

(4) 旅客船ターミナルのバリアフリー化状況

(令和4年3月31日現在)

	中国運輸局管内
平均的な利用者数2,000人以上/日の施設(対象施設)	3
うち段差を解消している施設	3
対象施設に対する割合 (%)	100%
うち視覚障害者誘導用ブロックを設置している施設	3
対象施設に対する割合 (%)	100%
うち案内設備を設置している施設	3
対象施設に対する割合 (%)	100%
うちトイレを設置している施設	3
うち障害用トイレを設置している施設	3
トイレを設置している施設に対する割合(%)	100%

(5) 車両等のバリアフリー化状況

(令和4年3月31日現在)

	中国運輸局管内
鉄軌道車両の総車両数※1	575
うち移動等円滑化基準適合車両数※2	145
総車両数に対する割合(%)	25.2%
乗合バスの総車両数	3,661
うち移動等円滑化基準の適用除外認定車両数	1,162
うちスロープ又はリフト付バス車両数	24
適用除外認定車両数に対する割合(%)	2.1%
うち移動等円滑化基準適合車両数	2,499
総車両数に対する割合(%)	68.3%
うちノンステップバス車両数	1,619

	総車両数に対する割合 (%)	44.2%
	適用除外認定車両を除いた総車両数に対する割合(%)	64.8%
貸切	リバスの総車両数うち移動等円滑化基準適合車両数	111
	うちノンステップバス車両数	19
	うちリフト付きバス車両数	43
	うちスロープ付きバス車両数	21
福祉	上タクシーの車両数※3	1,899
旅客	S船(定期航路※4及び不定期航路※5)の総船舶数※6	113
	うち移動等円滑化基準適合船舶数	60
	総船舶数に対する割合(%)	53.1%

- ※1 鉄軌道車両の総車両数は西日本旅客鉄道の車両を除く(相互乗り入れのため)。
- ※2 令和2年4月に施行された改正後の移動等円滑化基準では車椅子スペースを1列車ごとに2箇所 以上設けること等を義務付け。(改正前は1列車毎に1箇所以上)
- ※3 福祉タクシーにはユニバーサルデザインタクシー(流し営業にも活用されることを想定し、身体 障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている車両) を含む。
- ※4 一般定期航路事業の用に供する総トン数5トン未満の船舶を除く。
- ※5 旅客不定期航路事業の用に供する総トン数200トン未満の船舶を除く。
- ※6 その構造又は航行の態様により移動等円滑化基準の適用対象から除外することを地方運輸局長 (運輸監理部長を含む)が認定した船舶を除く。